

## 随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(81.2%) 195	(87.0%) 10,966,168	(83.3%) 200	(89.2%) 11,244,442
競争入札	(68.3%) 164	(32.0%) 4,031,541	(70.4%) 169	(34.2%) 4,309,815
企画競争、公募等	(12.9%) 31	(55.0%) 6,934,627	(12.9%) 31	(55.0%) 6,934,627
競争性のない随意契約	(18.8%) 45	(13.0%) 1,643,279	(16.7%) 40	(10.8%) 1,365,004
合 計	(100%) 240	(100%) 12,609,446	(100%) 240	(100%) 12,609,446

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

#### (2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	195	10,966,168
うち一者応札・一者応募	(48.2%) 94	(19.5%) 2,138,289

(注) 上段 ( ) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(100%) 94	(100%) 2,138,289
仕様書の変更		
参加条件の変更		
公告期間の見直し		
その他	94	2,138,289
契約方式の見直し	( ) %	( ) %
その他の見直し	( ) %	( ) %
点検の結果、指摘事項がなかったもの	( ) %	( ) %

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」69件を含む。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施  
 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

① 総合評価落札方式の導入拡大・競争性を確保した企画競争の

## 導入

ア 建設工事や情報システム等の調達に加え、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野については、総合評価落札方式による一般競争入札を導入する。

イ 一般競争入札への移行が事務・事業の性質等からこれにより難しい場合は、企画競争等を実施し、透明性・競争性の確保を図る。

### ② 複数年度契約の拡大

複数年度にわたる契約については、リース契約等の既を導入しているものに加え、その合理性が認められるものについて複数年度契約の導入を検討し、経済性、効率性の向上を図る。

### ③ 競争性のない随意契約の検証

競争性のない随意契約について、真にやむを得ない理由に該当するか契約案件ごとに検証する。

## (3) 一者応札・一者応募の見直し

### ① 調達情報の提供

競争参加者が入札等に参加するための公告については、掲示板ホームページ官報等により行っているが、より多くの者へ公告案件を周知するため、文部科学省調達情報ホームページにセンターの調達情報をリンクさせる等より広範囲に情報提供の場を確保するとともに、調達に必要な準備期間を確保できるよう、公告等期間の確保だけでなく、十分な履行期間を確保するよう努める。

### ② 公告等の期間延長

現在、公告等の期間は、企画競争方式も含め会計規則に定める一般競争入札の公告期間である原則10日以上(政府調達協定の対象となるものは原則50日以上)としており、適切な期間を確保しているが、より競争性を確保するためできるだけ長く公告期間を取るよう努める。また、より競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、原則として20日以上の公告等の期間を確保することとする。

### ③ 職員への周知徹底

上記の改善方策を実現させるため、調達依頼元となる現場の職員に対し、グループウェアや契約事務説明会等を利用して上記改善策の周知徹底を図る。